

**一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)の平成 30 年度「エネマネ事業者」登録者の中で
(一社)ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会会員の登録者リスト (2018 年 5 月 17 日更新情報)**

番号	幹事社名	ホームページ	問合せ窓口
1	アズビル(株)	http://www.azbil.com/jp/	ビルシステムカンパニー マーケティング本部環境マーケティング部 エネマネ事業担当 0466527162
2	(株)ヴェリア・ラボラトリース	http://www.veglia.co.jp/	エネルギーマネジメント部 0362790782
3	(株)エコエアソリューション	http://www.ecoairsolution.com/	営業技術 0453492783
4	mtes Neural Networks(株) (MTES(株))	https://mtesnn.jp/	営業本部 0364170717
5	大崎電気工業(株)	http://www.osaki.co.jp/	営業本部システム・機器部 0334439154
6	(株)OGCTS	http://www.ogcts.co.jp/	開発営業部 0662053504
7	(株)関電エネルギーソリューション	http://www.kenes.jp/	営業本部営業企画部 05071050141
8	(株)関電工	https://www.kandenko.co.jp/	営業統轄本部 リニューアル推進部 リニューアル推進チーム 0354763649
9	(株)九電工	http://www.kyudenko.co.jp/	情報通信部情報通信 1 グループ 0925236333
10	三機工業(株)	http://www.sanki.co.jp/	エンジニアリング統括室エネルギーソリューションセンター 0363677140
11	(株)シーエナジー	http://www.cenergy.co.jp/	営業部エネマネ担当 0522380657
12	ジョンソンコントロールズ(株)	http://www.johnsoncontrols.co.jp	ジョンソンロールズ株式会社コールセンター 0120506255
13	シン・エナジー(株)	https://www.symenergy.co.jp/	省エネ・環境ソリューショングループ 東ソリューション部

			0355421071
14	大和エネルギー(株)	http://www.daiwa-energy.com/	大阪営業所 0647033208
15	高砂熱学工業(株)	http://www.tte-net.com	環境ソリューション事業推進部 0363698254
16	東京瓦斯(株)	http://eee.tokyo-gas.co.jp/e_service/cloud/	都市エネルギー事業部 技術支援部 0354007781
17	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)	http://www.tokyogas-es.co.jp/	営業推進部 0364528470
18	東邦ガスエンジニアリング(株)	http://thg-group.tohogas.co.jp/thge/	営業部営業第二グループ エネマネ事業担当 0528843534
19	(株)トーエネック	http://www.toenec.co.jp/	営業本部 営業部 技術提案グループ 0526591123
20	西日本環境エネルギー(株)	http://www.neeco.co.jp/	エネルギーサービス事業部 技術提案グループ 0925263306
21	日本ファシリティ・ソリューション(株)	http://www.j-facility.com/	営業本部 営業企画管理部 0363712500
22	(株)日立製作所	http://www.hitachi.co.jp/products/infrastructure/product_site/emilia/index.html	ソリューション&サービス事業部 産業製造ソリューション本部 0359288251
23	(株)ヤマト	http://www.yamato-se.co.jp/	ヤマトコンタクトセンター 08008007380
24	横河ソリューションサービス(株)	http://www.yokogawa.co.jp/yjp/corporate/	コンサルティングセンターコンサルティング2部 0422526396
25	菱機工業(株)	http://www.ryokikogyo.co.jp/	RiCS コールセンター 0252450222
	コンソーシアム事業者名	ホームページ	問合せ窓口
26	日本電技(株)	http://www.nihondengi.co.jp/	事業本部事業推進部ソリューション推進室

			0356241009
27	東テク(株)	http://www.totech.co.jp/	本店 TAS 統括部 ソリューション部 0366327034
28	ヤシマ工業(株)	http://www.yashima-kogyo.com/	技術営業部 0988634185
29	日比谷総合設備(株)	http://www.hibiya-eng.co.jp/	LC 営業統括本部 エネルギー & スマート部 0334542694
30	藤井産業(株)	https://www.fujii.co.jp/	
31	日本工営(株)	https://www.n-koei.co.jp/	エネルギー事業部 プロジェクト部 0352156861

平成 30 年度
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）

「エネマネ事業」

S I I に登録された計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム（EMS）を用いてエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネ対策を実施する事業。

※S I I に登録されたEMS 及びエネマネ事業者は、ホームページの公開情報から選択する。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII） ホームページ
<https://sii.or.jp/>

平成 30 年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業 ホームページ
<https://sii.or.jp/cutback30/overview.html>

平成 30 年度
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）
概要パンフレット
https://sii.or.jp/cutback30/uploads/pamphlet_20180514.pdf

平成 30 年度
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）
公募要領
https://sii.or.jp/cutback30/uploads/koujoutani_kouboyoryo_20180518.pdf

4. (ウ)エネマネ事業

(ウ)エネマネ事業とは

エネルギー管理を一体で行っている事業所において
SIIに登録された計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを用いて、
エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネ対策を実施する
事業。

4.1 補助対象設備

「EMSのシステム・機器要件」(45ページ参照)を満たし、エネマネ事業者が提供するエネルギー
管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、あらかじめSIIの確認を受
け、補助対象システム・機器として登録されているもの。

4.2 エネマネ事業者の選定

補助事業者は、SIIに登録されたエネマネ事業者を選定し、EMSの導入と、エネルギー管理支援
サービスの提供を通じて、省エネルギー・ピーク対策を推進する。なお、エネマネ事業者はSIIへの
交付申請、実績報告、成果報告を代行すること。

※補助事業者は申請・報告に必要な情報を、エネマネ事業者に提供しなければならない。

※(ウ)を含む申請の場合、事業完了後3年間成果の報告をしなければならない。

4.3 (ウ)の申請要件

以下のいずれかを達成する場合、申請ができる。

- ① 事業所単位で「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」で計画省エネルギー率が2%
以上、又は計画ピーク対策効果率が10%以上。
- ② 申請者が自ら定め、合理的な説明が可能な計測・制御の範囲内で、「EMSの制御効果と計測に
基づく運用改善効果」で計画省エネルギー率が2%以上、又は計画ピーク対策効果率が10%
以上。但し、事業区分(ア)省エネルギー対策事業又は(イ)ピーク電力対策事業と組み合わせ
て申請する場合は、当該申請に係る導入する設備について、エネマネ事業を実施すること。

((ウ)に係る省エネルギー計算、ピーク対策効果計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「省エネルギー計算」・「ピーク対策効果計算」という。
事業者は、省エネルギー計算・ピーク対策効果計算をする範囲((ウ)は申請者自らが定める範囲)
のエネルギー使用量等のデータをあらかじめ収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程
及び①、②のうち必ず1つ以上の計算結果を申請書に記入し、交付申請すること。

(計画省エネルギー効果・計画ピーク対策効果)

①の計算結果を、(ウ)に係る計画省エネルギー効果、②の計算結果を、(ウ)に係る計画ピーク
対策効果という。

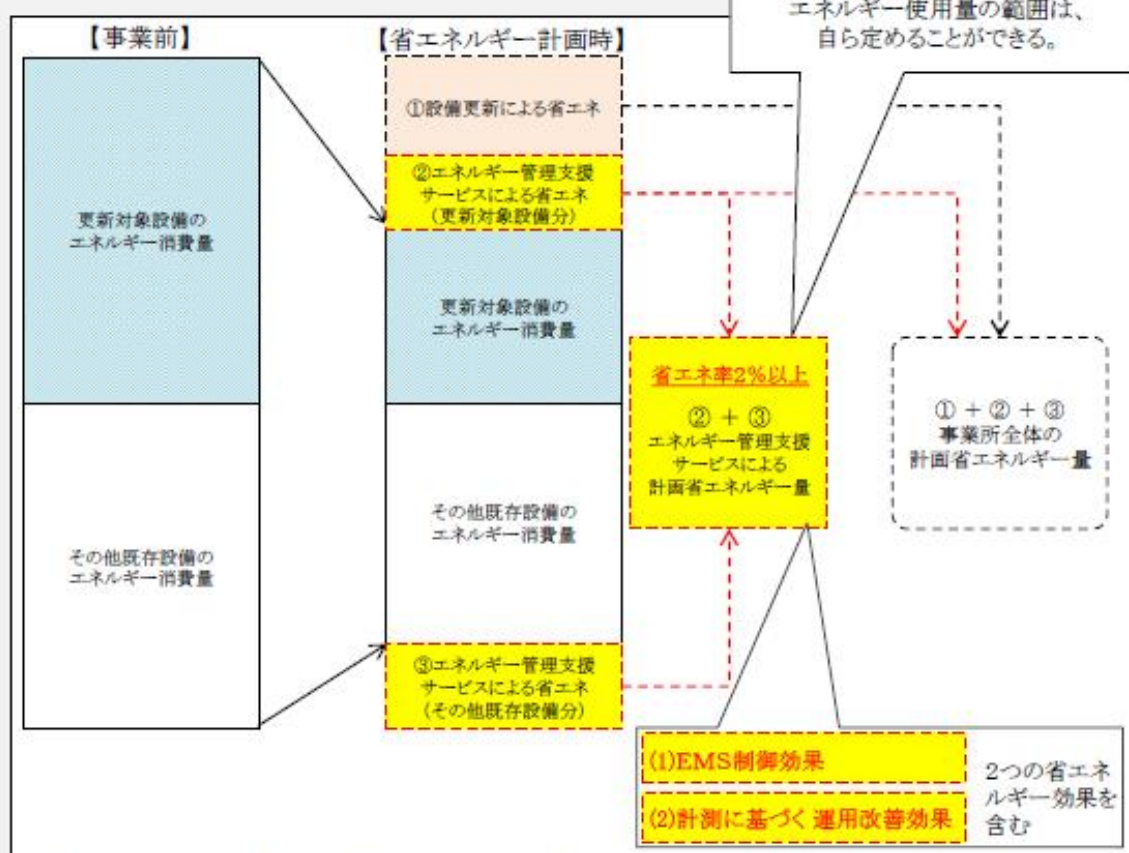
①計画省エネルギー率の算出式は、30ページを参照。

②計画ピーク対策効果率の算出式は、36ページを参照。

➤ (ウ)の申請要件の補足

- (ウ)エネマネ事業の申請に当たっては、事業実施前後で比較するエネルギーを使用する範囲を自らが決めることができるが、事業評価は事業所全体の省エネルギー効果又はピーク対策効果となるため、交付申請書の事業概要に事業所全体で達成が見込まれる計画省エネルギー量[kl]、計画ピーク対策効果量[万kWh]を記載すること。
- 区分(ア)、(イ)と(ウ)を組み合わせた申請で、事業実施前後で比較するエネルギーを使用する範囲を自らが決めた場合には、EMS制御効果又は運用改善効果を全ての区分(ア)、(イ)の導入設備から得られること。

➤ 「EMS制御効果と計測に基づく運用改善効果」の考え方



計画省エネルギー効果又は計画ピーク対策効果とは、「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」をあわせたものである。

(1)EMSの制御効果の例は、以下のとおり。

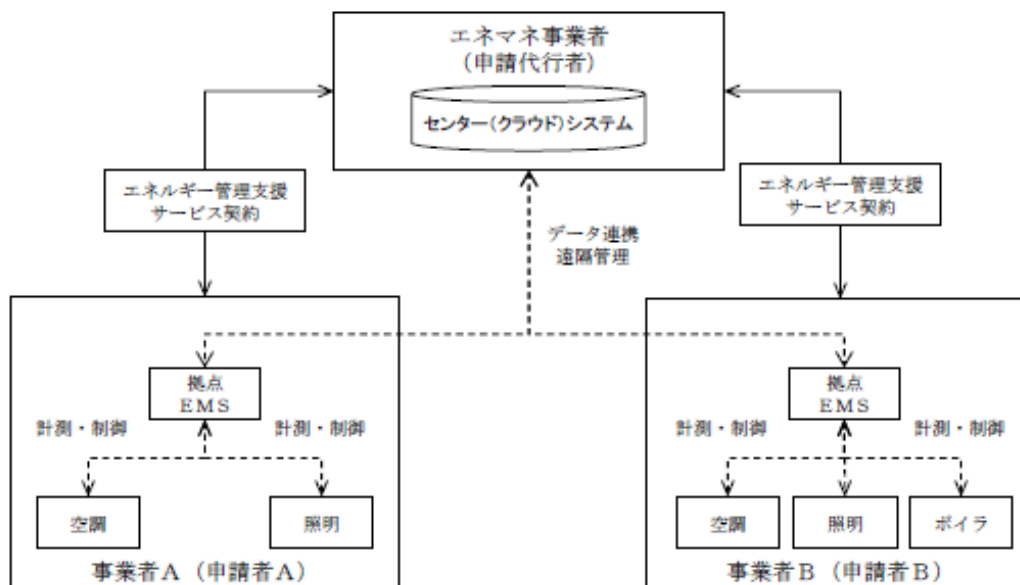
機器種別	判断	事例
照明	○	・ 制御対象照明の各回路を直接実測した値 ・ 各分電盤別電力消費量を実測、分電盤内の照明以外の電力消費量(OA・コンセント系)を実測し、差し引いて計算した照明の値 ・ 調光制御を行う場合、調光出力と消費電力の比例関係を求めて計算した値
	×	・ 分電盤単位の実測を消費電力内訳で按分した値(実測値に基づかないもの)
空調	○	・ 制御前、制御中の空調機消費電力量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 ・ 熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値 ・ 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	・ 定格出力に負荷率を乗じて計算した値 ・ 設定温度緩和の実測を公開値から算出した値など、実測値を根拠にしない値
熱源	○	・ 外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出しこれを削減量とする値(実際の熱負荷削減量を演算している値) ・ 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	・ 建物用途、規模、エリアなどの条件が一致していない値に基づく計算値

(2)エネルギー管理支援サービスによる運用改善効果の例は、以下のとおり。

- ・ ポンプ複数台運転でのベース機の入替え、又は運転順序の変更
- ・ 分岐回路計測結果に基づく待機電力の削減、空調・照明等の消し忘れ防止徹底
- ・ 計測結果に基づく設備運転方法改善(コンプレッサー圧力低減、ボイラ酸素濃度調整等)

4.4 EMSの構成と機能について

本事業で補助対象となるEMSは、エネマネ事業者が管理する「センター(クラウド)システム」と、事業者の事業所に設置する「拠点EMS」から構成される。



エネマネ事業者ごとのエネルギーマネジメントシステムはSIIホームページ (<https://sii.or.jp/cutback30/first.html>)を参照のこと。

> (ウ)のEMSの要件

区分	No.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> • No.2の見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測を行えること。 • 更新設備及び受電電力量の計測は必須とする。 • ガス・油等は計測を行わず、1か月以内の検針票値入力でも可とする。
	2	見える化	<ul style="list-style-type: none"> • 電力・ガスその他エネルギーを含め、1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算kl)で閲覧できること。 • 電力は全体と設備カテゴリ別(空調・照明等)の30分以内の電力消費量を閲覧できること。 • Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。
	3	接続機器の制御	<ul style="list-style-type: none"> • エネルギー管理支援サービスに必要な制御が行えること。 • 電力は30分受電電力量目標値の設定をした上で、目標値以下となるような自動制御を行う機能を有すること。
	4	制御ログの保存	<ul style="list-style-type: none"> • EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。(アンサーバック等)
	5	短期的な通信遮断への対応(※2)	<ul style="list-style-type: none"> • 短期的な通信遮断により、センターシステムとの通信が一時的に遮断されても、導入拠点のEMSで制御・計測・データ保存を継続し、通信回復後にセンターシステムに通信遮断時間分のデータを連携できること。
	6	スタンドアロン稼働	<ul style="list-style-type: none"> • センターシステムとの通信を完全に遮断した場合でも、スタンドアロンでEMSを継続的に使用できること。 • 機器やソフトウェアの追加を行うことも可。 • 有償・無償は問わない。
センターシステム	7	遠隔管理	<ul style="list-style-type: none"> • 幹事社が管理するセンターサーバーで、コンソーシアム事業者分も含めて接続されている全工場・事業場の遠隔管理を行えること。 • 遠隔管理とは遠隔制御(ON/OFF等)や制御設定変更(目標値変更等)機能と、No. 2と同じ見える化機能のことをいう。
	8	データ保存(※3)	<ul style="list-style-type: none"> • SIIが指定するフォーマットでデータ3年間のデータ報告を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること。

※1 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。

※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。

※3 指定報告フォーマット(属性・月間値・30分値)はSIIのホームページからダウンロードして確認すること。

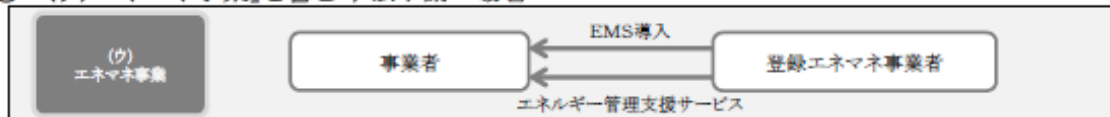
4. (ウ)エネマネ事業

4.5 契約の考え方

(ウ)エネマネ事業を実施する場合の契約の考え方は以下のとおり。

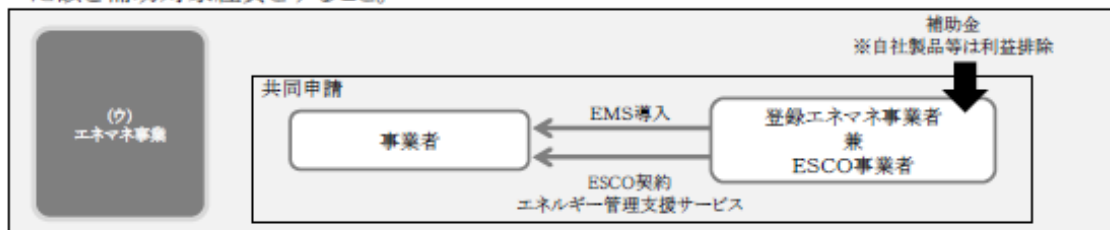
事業者が、登録エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスの契約を締結すること。エネマネ事業者は、エネルギー管理支援サービス契約に基づく省エネルギー効果・ピーク対策効果等のエネマネ事業の成果を事業完了後、3年間報告すること。

① 「(ウ)エネマネ事業」を含む単独申請の場合



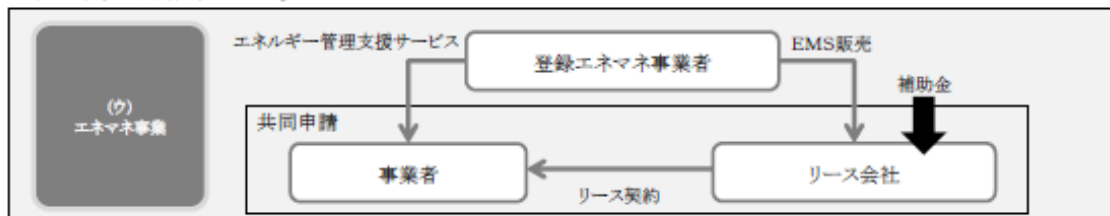
② エネマネ事業者がESCO事業者となる場合

エネマネ事業者がESCO事業者となる場合、エネマネ事業者の自社調達部分は、利益排除した額を補助対象経費とすること。



③ エネマネ事業者とリースを利用する場合

EMSをリース活用して導入する場合、事業者(設備使用者)とリース会社との共同申請となる。EMSはリース会社が購入し、エネルギー管理支援サービス契約は設備使用者とエネマネ事業者の間で締結すること。



④ 「(ア)省エネルギー対策事業」、「(イ)ピーク電力対策事業」と組み合わせ申請の場合

